

2019年度 高崎健康福祉大学高崎高等学校

兄弟姉妹支援制度 要項

本校では、高崎健康福祉大学高崎高等学校の在校生及び同窓生を兄弟姉妹に持つ、すべての入学者に対して、2019年度入試より「兄弟姉妹支援制度」を導入します。

支援項目	支援内容	対象
入学検定料	全額給付 (15,000円)	兄弟姉妹が本校 ^{注3} の在校生及び同窓生である入学者
入学金 ^{注1}	全額給付 (120,000円)	兄弟姉妹が本校 ^{注3} の在校生及び同窓生である入学者
授業料 ^{注1}	奨学金給付 ^{注2} (年間120,000円)	兄弟姉妹が本校 ^{注3} の在校生である入学者

注1 兄弟姉妹が同年度に複数入学する場合は、1家庭1名のみ支援制度対象となります。

注2 兄弟姉妹が卒業するまでの期間において、兄弟姉妹支援制度により奨学生とし、奨学金を給付します。

(入学者と入れ替わりで在校生が卒業する場合は対象となりません。また、本人及び兄弟姉妹が、奨学生に対する規約に違反した場合等は、奨学生の規約に準じます。)

注3 ここでいう本校とは、高崎健康福祉大学高崎高等学校のことであり、高崎健康福祉大学大学院、高崎健康福祉大学、高崎健康福祉大学附属幼稚園は含みません。

- 本制度は今年度本校へ入学する入学者のみが支援の対象となります。
- 入学検定料・入学金・授業料は一度納入していただき、兄弟姉妹支援制度認定後に、該当する支援項目に応じた給付をいたします。
- 入学金・授業料に関しては、兄弟姉妹支援制度と合格区分別奨学生制度の両方が該当となった場合年間において条件の良いどちらか一方が適用となります。

上記に該当する方は、新入生登校日の際に次の必要書類をご提出ください。

【提出書類】 ①「兄弟姉妹支援制度申請書」②「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」

※「兄弟姉妹支援制度申請書」は、本校ホームページ (<http://www.tuhw-h.ed.jp/>) よりダウンロードしてご使用ください。

※兄弟姉妹が在校生及び同窓生の場合、合格区分に関係なく兄弟姉妹支援制度の申請対象となりますので、必ず必要書類をご提出ください。なお、新入生登校日に申請がない場合は、支援制度対象とはなりませんのでご注意ください。

※兄弟姉妹が在校生及び同窓生でなく、兄弟姉妹が同年度に複数入学する方は、本制度の対象となる場合がありますので、本校入試広報部にご相談ください。

その他、ご不明な点は本校入試広報部までお問い合わせください。